

重要事項説明書について

必ず、ご一読
ください!



重要事項説明とは、
不動産の売買に際して、売買に関する重要な事項について、
売主から買主に書面(重要事項説明書)を交付して説明を行うもので、
『宅地建物取引士』が実施することが
法律(宅地建物取引業法および同法施行規則)で義務づけられています。

説明される重要事項は、

①対象となる敷地やマンションに直接関係する事項

物件の所有者(権利関係)や完成後の状態、共用施設の内容や管理、法律の規制等

②取引条件に関する事項

手付金の金額や取り扱い、契約解除や契約違反の際の損害賠償額の予定等

③その他の事項

物件や契約の内容についてのその他の特記事項

に分類されます。

重要事項説明書には、マンションを購入していただくにあたって、
事前に、最低限確認しておいていただきたい重要な事柄が記載されています。

例えば、ご購入後の使用にあたっての制限
(バルコニー等の使用上の制限、ペットの飼育に関する制限等)や
ご購入後にご負担いただく内容(専用使用料、修繕積立金等)についても記載されています。
また、重要事項説明書には、売主としてお伝えすべきと判断したこと、
例えば、周辺の住環境や駐車場の使用に関する事項等を自主的に記載しています。

しかし、ご購入者ごとに重要と考える事柄が異なるため、
重要事項説明書にすべてを記載することはできません。
重要事項説明を受けられる前に充分にお読みいただき、
記載されていない事項や記載されている内容でご不明な点については、
説明を受けられる際に充分にご確認下さい。

なお、当社の重要事項説明書は、
国土交通省の作成した様式を参考として作成しております。

*重要事項説明書ガイドブックについて

本誌[重要事項説明書ガイドブック]は、重要事項説明書をご覧いただくための参考資料として作成したのですが、ページの都合上、すべての項目について解説しているものではありません。また、本誌は当社の標準的な重要事項説明書をもとに解説しておりますので、ご購入される物件の重要事項説明書の内容と一部異なる場合もあります。ご不明な点や質問等がございましたら、ご遠慮なく販売担当者にお尋ねください。